

令和 6 年度鴨川市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度鴨川市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 518,658 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18,324,658 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 6 年 6 月 10 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		1,524,831	351,522	1,876,353
	1 国庫負担金	1,125,458	230	1,125,688
	2 国庫補助金	388,484	351,292	739,776
16 県支出金		1,047,478	1,943	1,049,421
	1 県負担金	591,124	115	591,239
	2 県補助金	353,459	1,828	355,287
19 繰入金		1,459,544	24,205	1,483,749
	2 基金繰入金	1,459,544	24,205	1,483,749
21 諸収入		302,875	61,788	364,663
	4 雑入	189,976	61,788	251,764
22 市債		1,385,380	79,200	1,464,580
	1 市債	1,385,380	79,200	1,464,580
歳入合計		17,806,000	518,658	18,324,658

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,136,621	2,481	3,139,102
	1 総務管理費	2,732,768	1,045	2,733,813
	2 徴税費	187,478	127	187,605
	3 戸籍住民基本台帳費	120,120	1,309	121,429
3 民生費		5,902,285	350,431	6,252,716
	1 社会福祉費	3,138,429	341,650	3,480,079
	2 児童福祉費	2,236,926	8,781	2,245,707
4 衛生費		2,176,024	161,028	2,337,052
	1 保健衛生費	428,191	72,624	500,815
	2 清掃費	1,528,763	88,404	1,617,167
8 土木費		728,536	4,718	733,254
	2 道路橋梁費	437,474	4,718	442,192
歳 出	合 計	17,806,000	518,658	18,324,658

第 2 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	5 社会教育費	旧江見小学校跡地活用事業	546,520

第3表 債務負担行為補正

追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
旧天津小湊清掃センター除却事業	自 令和6年度 至 令和7年度	28,266

第4表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
旧天津小湊清掃センター除却事業	133,700	普通貸借 又は 証券発行	5.0% 以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限の短縮、繰上償還並びに低利債への借換えをすることができる。	212,900	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
計	133,700				212,900			